

所謂「三和工業団地I遺跡型」の 「周溝をもつ建物」の構造

飯 島 義 雄

1. はじめに
2. 三和工業団地I遺跡における「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」
3. 大平遺跡における「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」
4. 三和工業団地I遺跡と大平遺跡の「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」の比較検討
- 5.まとめ

—論文要旨—

これまで群馬県域や南関東地方の沖積地で検出されてきた古墳時代前期の「周溝をもつ建物」は、竪穴部の周囲に一部入口部を掘り残しつつ溝を巡らせており、竪穴部と周溝及び屋根は構造的に一体のものと想定してきた。

しかし、群馬県伊勢崎市三和工業団地I遺跡で検出された古墳時代前期の「周溝をもつ建物」はそうした構造とは異なると考えざるを得ない。静岡県浜松市大平遺跡で検出されている類例を参考にすると、中央の竪穴部とその周囲を巡る周溝は構造的に一体のものとは考えられず、周溝は基本的に雨水が標高の高い所から竪穴部の周囲へ浸入するのを防止するための施設であり、かつ竪穴部の周囲に降った雨水を集落外の低地へ導く溝の一部と考えられる。

また、三和工業団地I遺跡と大平遺跡では、「周溝をもつ建物」に竪穴部から外部への溝—排水溝があり、周溝からの溝と連結している。さらに、両遺跡では、竪穴部から外部への溝はあるものの周溝のない古墳時代前期の「排水溝をもつ建物」が存在する。これらの溝は、本来竪穴部へ浸入した水の排水用であるとともに、竪穴部での炊事等に係わる生活排水用であったものと推定される。つまり、建物の構造が似ていると言うことは、建物内での行動様式が似ていることを示しているのである。

さらに、大平遺跡に隣接した遺跡で古墳時代前期の「排水溝をもつ建物」が検出されており、大平遺跡の位置する地域では「排水溝をもつ建物」そしておそらく「周溝をもつ建物」は一般的な建物として存在していたと推定される。また、東海地方東部の地域では、弥生時代後期に遡って「排水溝をもつ建物」が存在している。

こうした状況から、三和工業団地I遺跡で「周溝をもつ建物」そして「排水溝もつ建物」が検出された背景として、大平遺跡の位置する地域から「周溝をもつ建物」の築造技術を有する人が移住したとの考えが支持されるのである。

建物を含む遺構のあり方も土器等の遺物と同様に、古墳時代前期における社会の変容を示す資料となり得るのであり、今後の追求が必要である。

キーワード

対象時代 古墳時代前期

対象地域 群馬県域・東海地方東部

研究対象 周溝をもつ建物・排水溝をもつ建物

1. はじめに

群馬県域における古墳時代前期の遺物・遺構そして遺跡の様々な状況を概観すると、前代から継続する要素が見られはするものの、前代には見られない要素が突然ともいうべき状況で出現することが知られる。そのことは、弥生時代から古墳時代へ移行するにあたり社会のあり方に大きな変化が存在したことを見測させるのである（飯島 1997）。

この間、筆者は本地域において古墳時代前期の社会の実態を把握すべく、いくつかの要素に焦点をあてて検討してきた。その中で、古墳時代になって本地域に出現した要素である「周溝をもつ建物」を取り上げ、これまで南関東地域で方形周溝墓とされてきた遺構の中に、竪穴部の周囲に溝を巡らした建物—「周溝をもつ建物」（図1）が含まれている、とした（飯島 1998）。それは、竪穴部の周囲に一部を入口部として掘り残しつつ溝と周堤を巡らせた建物であった遺構を、後世の地表面からの削平が深く及んだことによる竪穴部の欠失に災いされ、発掘時における柱穴の未検出や誤認により、建物との認識がないままに周溝の形状のみから方形周溝墓と理解してきたことに対し、訂正を求めたのである。

その後、「周溝をもつ建物」の周溝同士を連結する溝に注目し、そうした連結溝で接続された周溝から集落に隣接する低地部へ導かれる溝が存在することから、周溝間の連結溝は周溝内の雨水を集落外へ導くための排水溝の一部であると理解した。そして、同一の排水溝を共有する建物は同時存在の可能性が高いと想定することにより、古墳時代前期の集落研究における一視角を提議した（飯島 2000）。また、個別の遺跡における「方形周溝墓」とされた遺構の再検討を行い、それらが方形周溝墓ではなく「周溝をもつ建物」と考えるべきことを提案した（飯島 2003）。

そうした中で、群馬県伊勢崎市三和工業団地I遺跡（財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999b）において、これまで問題にして来た建物とは構造が異なると想定される「周溝をもつ建物」と、竪穴住居の内部から外側に向かう溝を備えた建物がセットで検出された。この「周溝をもつ建物」は、佐波郡玉村町に所在する上之手八王子遺跡で検出されていたものと、周溝の形状や竪穴部から掘削される溝の有無等の特徴からその構造が異なり、上之手八王子遺跡における「上之手八王子型」と区別して「三和工業団地I遺跡型」と類型化された（坂口 1999）。一方、三和工業団地I遺跡型の「周溝をもつ建物」に類似した構造の建物は、静岡県浜松市大平遺跡（財団法人浜松市文化協会 1992）で検出されており、両遺跡の遺構で東海地方西部を起源とするS字状口縁台付甕形土器が出土し、両遺構とも古墳時代前期の近接した時期に属するとともに、両遺跡の間に類似の遺構が検出されないこ

とから、遠隔地間における類似した構造の建物の出現の背景として、東海地方東部から群馬県域への「直接的な移住」が想定されたのである（坂口 1999）。

そして、近年、上之手八王子遺跡が立地する前橋台地上の北関東自動車道の建設に伴う発掘調査で「周溝をもつ建物」の類例が増加し、周溝の形状等から複数のタイプが存在することが指摘され、その意味が論じられている（石守 2003）。

ところで、上之手八王子遺跡を含め前橋台地上で検出されている「周溝をもつ建物」は後代における遺構の影響を受け、遺存状況が不良の例が多く、その構造を理解するには慎重な分析が必要である。一方、三和工業団地I遺跡で検出された「周溝をもつ建物」は遺存状況が極めて良好であり、細部の構造も比較的よく把握されている。本稿においては、直線距離で約230km離れた伊勢崎市三和工業団地I遺跡と静岡県浜松市大平遺跡（図2）で検出された「周溝をもつ建物」と関連する遺構の構造をやや詳しく検討し、将来における「周溝をもつ建物」の本格的な検討に備えることとした。

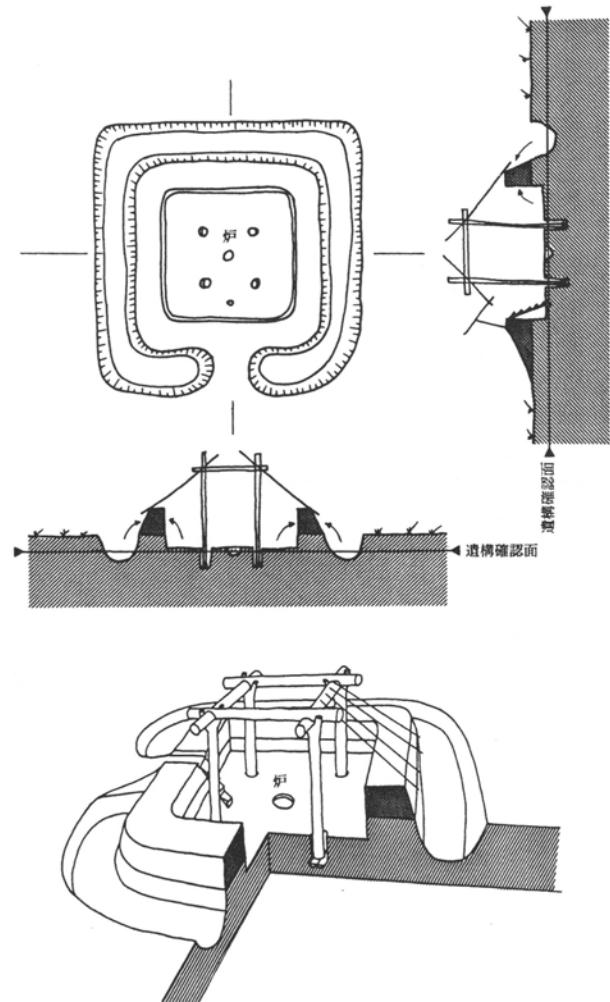


図1 これまでの「周溝をもつ建物」のモデル
(飯島 2000による)

2. 三和工業団地 I 遺跡における「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」

三和工業団地 I 遺跡は、赤城山の東部で渡良瀬川により形成された大間々扇状地の西の末端部に位置し、東に「男戸戸」、西に「角弥清水」の湧水により形成された小さな谷の間の南面する緩やかな斜面上に立地している（図3）。

本遺跡では、古墳時代前期の遺構として竪穴住居124軒、掘立柱建物8棟、平地式建物1棟、畠などが検出されている。その竪穴住居に含められている「周溝をもつ建物」である12号住居と、やはり竪穴住居で内部から外側に向かう溝を備えた9号住居を詳しく見てみたい（財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 b）。

（1）12号住居（図3・4・6、写真1）

12号住居は、上記の東西の沢のほぼ中央部で検出されている。竪穴部の平面形はほぼ隅丸方形で、規模は長軸長5.5m、短軸長4.8mで北東—南西方向に長軸をもつ。面積は24.77m²であり、大型に属する。掘形の底面はローム層中で確認面から70cmの深さであり、各壁沿に幅1mほどの範囲が中央部分よりやや深く掘り込まれている。掘形の底面から20cm程度の高さに貼床が施されて平坦面が構築され、床面となっているが、1回の貼り直しが認められたとする。断面図で見ると、最終床面の約10cm下

にはほぼ全域に及ぶ平坦な分層線が確認でき、当初の床面かと想定される。住居のほぼ対角線線上に四隅から約1.2m離れた位置に4個の柱痕が検出された。貼床が柱痕の際まで及んでいることから、立柱後に貼床が施されている、とされる。住居中心部と北東隅の柱痕の中央部あたりに、長軸長80cm、短軸長60cmの平面形が橢円形状の粘土の広がりがあり、その中央部に強く火熱を受けた焼土が検出され、炉跡と考えられる。壁際には最終使用面で幅10cm、深さ10cmで全周する壁溝が検出された。竪穴部の南東隅部で南東隅の柱痕と南辺の壁の間に、長軸長90cm、短軸長80cmで平面形がほぼ正方形を呈する深さ40cmの貯蔵穴が検出されている。

さて、竪穴部の南辺を除く3辺のまわりを竪穴部から約3m離れて、上幅70cm、下幅20cm、深さ70cmの溝が橢円弧状に巡り、竪穴部の東方部で方向を変え南東方向に延び、後述する9号住居の内部から掘られ東方の湧水である「男戸戸」により形成された沢に向かう溝に9号住居の南東部で接続する。本周溝及び9号住居からの溝に接続する溝は、その埋土が自然堆積の状況を示しており（図4・6）、掘削後埋め戻されることなく、開放状態であったものと理解される。また、周溝の深さは、確認面から70cmで12号住居の各壁沿にやや深く掘られた掘形の深さと同一であり、注目される。



図2 三和工業団地 I 遺跡（群馬県伊勢崎市）と大平遺跡（静岡県浜松市）の位置

そして、竪穴部南壁の中央やや西側部の掘形底面と同一レベルから南方向へ直線的に約3m掘削された溝は、東方向へ直角に折れ、上記の周溝の延長である溝に接続する。この竪穴部の南壁からの溝は、竪穴部との接続部で溝上部の幅約30~50cmが掘り残され、溝の底面でトンネル状に掘り抜かれて接続されている（写真1-⑤）。

この南壁からの溝の竪穴部との接続部の掘形底面のレベルと9号住居から掘られた溝の80m東方向の東端部のそれは約25cmの比高差で、約0.3%の下り勾配である。住居の最終使用面では深さ10cmの壁溝が全周しており、壁溝が住居使用時に開放状態であったとしても床面は掘形の底面レベルより上位にあり、住居としての使用時には勾配率はやや大きくなる。なお、竪穴部の南壁からの溝は、竪穴部の床面が構築されても、竪穴部の壁面にトンネル状の空間が確保されていた（写真1-⑥）。竪穴部の南壁からの溝についての埋土の情報は示されていないが、上記周溝等と同様に自然堆積であり、掘削後埋め戻されることなく、開放状態であったものと想定しておきたい。

このように、本溝の両端部の標高値は小さいとは言え下り勾配を示し、溝の深さが70cmと深いことと合わせて考えると、開放状態であった溝に流入した雨水や溝に注がれた水は、東の谷に向かって導かれたものと考えられる。

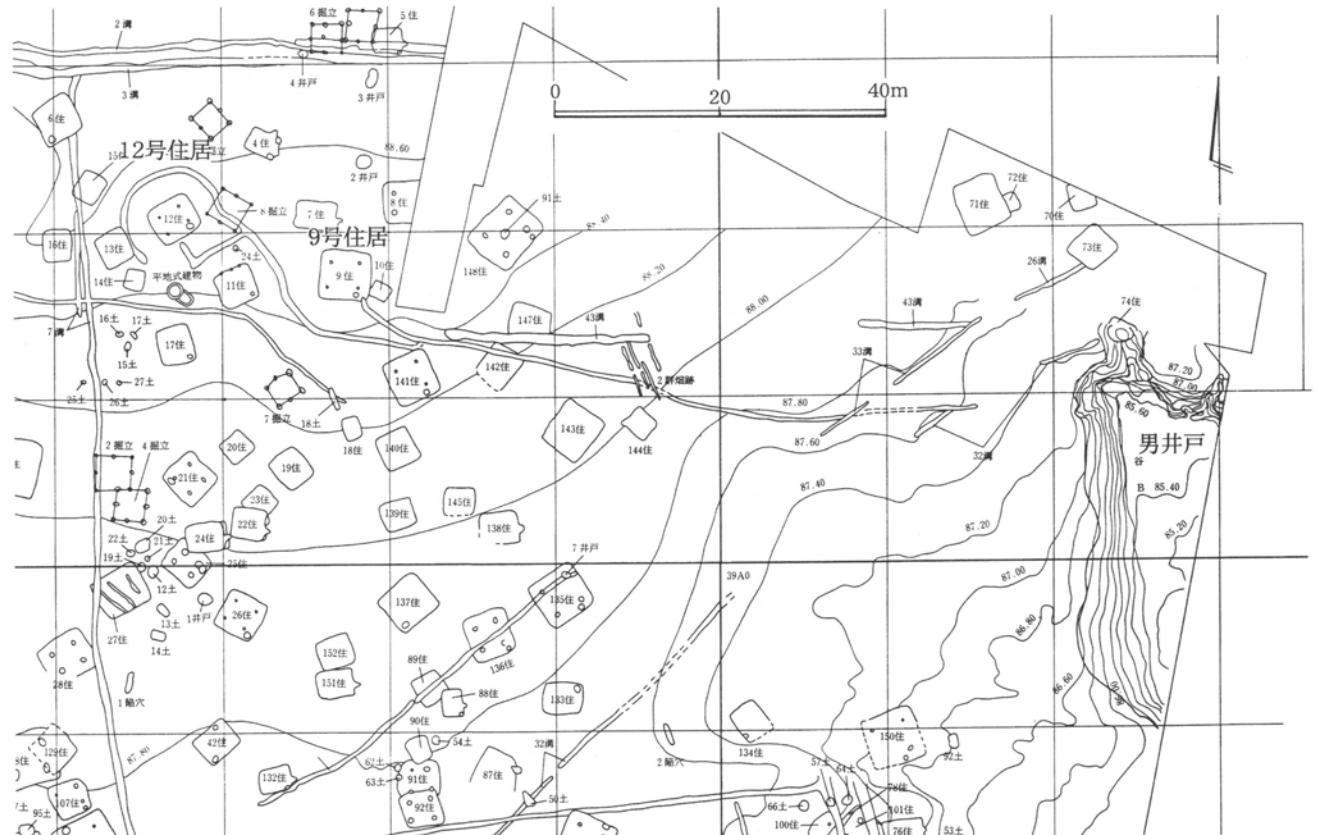


図3 三和工業団地I遺跡における「周溝をもつ建物」(12号住居) と「排水溝をもつ建物」(9号住居)

（財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999bによる）

さらに、この竪穴部に巡る梢円弧状の溝では、北西部と北東部、そして梢円形弧状の溝の延長部で竪穴部南壁から伸びた溝との接続部の手前の3ヶ所で、上部を掘り残して底面でトンネル状に掘り抜いた個所がある。このトンネル部の幅を平面図（図4）により測ると、中央部で約10cm、端部で最大で約30cmである。写真（写真1-①～③）によれば、このトンネル部の上位は断面形が弧状に掘られている。周溝の意味や建物の構造を考える上で、この断面の弧状の部分が本来の掘形であるか否かが問題となる。北西部と北東部のトンネル部の位置は平面形が隅丸方形の竪穴部の隅部の延長上に近く、竪穴部の屋根との有機的な関連が窺えそうである。しかし、梢円弧状の溝の延長部の排水溝で竪穴部南壁から伸びた溝との接続部手前のトンネル部の位置は、竪穴部の屋根との関連は想定できない。管見によれば、他に類例を知らず、それが本来の掘形であるとすれば、その意味は不明と言わざるを得ない。もし、それが本来の掘形ではないとすれば、以下のような類推が可能となる。つまり、本遺構の確認面は基本土層（財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999a）における所謂「漸移層」の下部であり、その下部が黄褐色ローム層となる¹⁾。本遺構の確認面がその「漸移層」であることに着目し、このトンネル部の上位の断面が弧状に掘られているのは、発掘調査時にしまりの弱い土質で暗褐色を呈する地山の漸移層の部分が、溝

所謂「三和工業団地 I 遺跡型」の「周溝をもつ建物」の構造

の埋土最上層の暗褐色土と明確な区別がつかず、橢円弧状の溝のプランの延長上で掘られ下部のしまりのある黄褐色ローム層の上部で止められた結果である、と考えるのである。つまり、本来このトンネル部の上端は遺構掘

削時の地表面においては平坦であったと想定するのである。そうした想定が許されるならば、このトンネル部の上面の端部の幅が約30cmで、中央部が約10cmと狭いのは溝の掘削後における浸食の結果とし、本来は全体が狭く

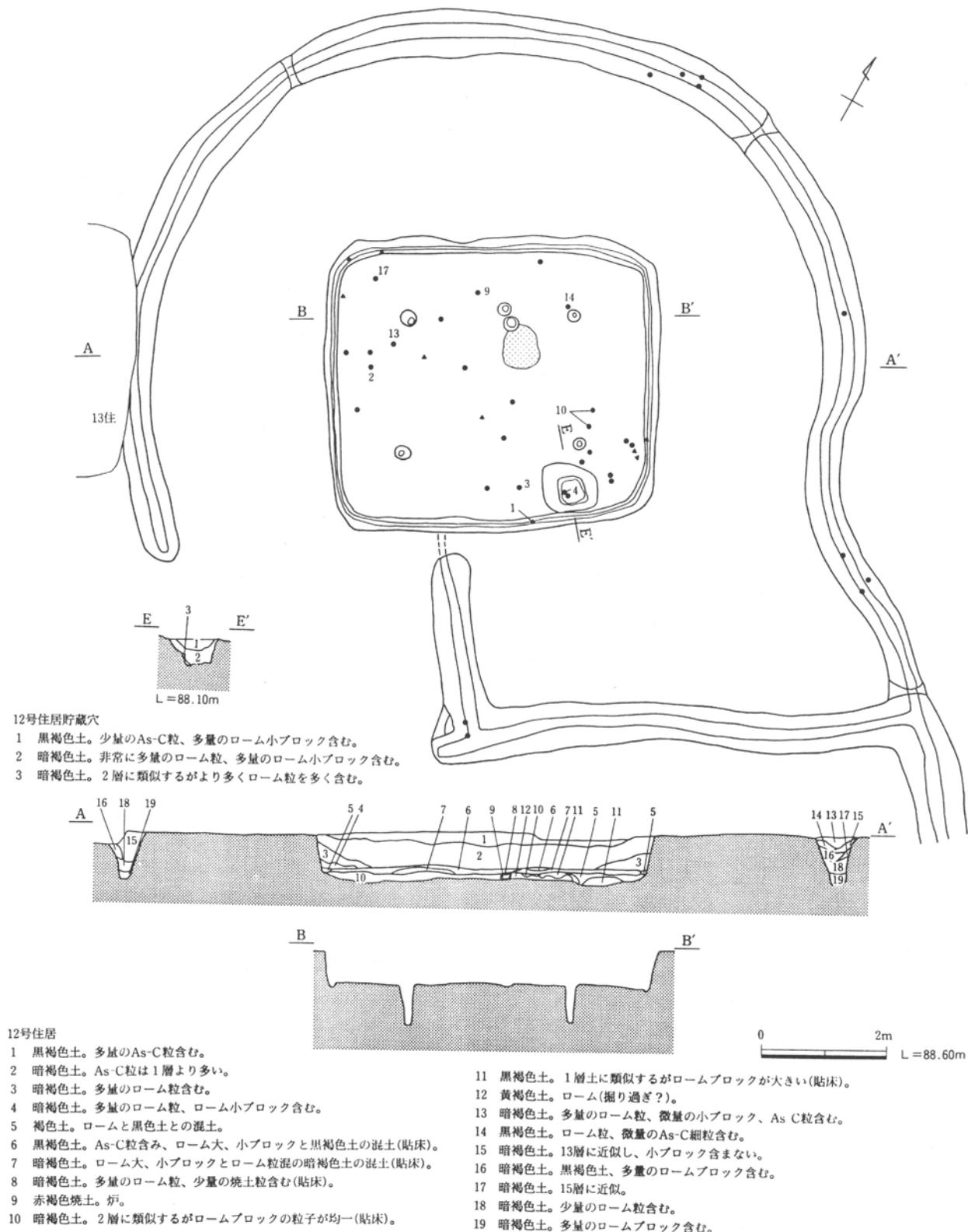


図4 三和工業団地 I 遺跡における「周溝をもつ建物」(12号住居) (財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 bによる)

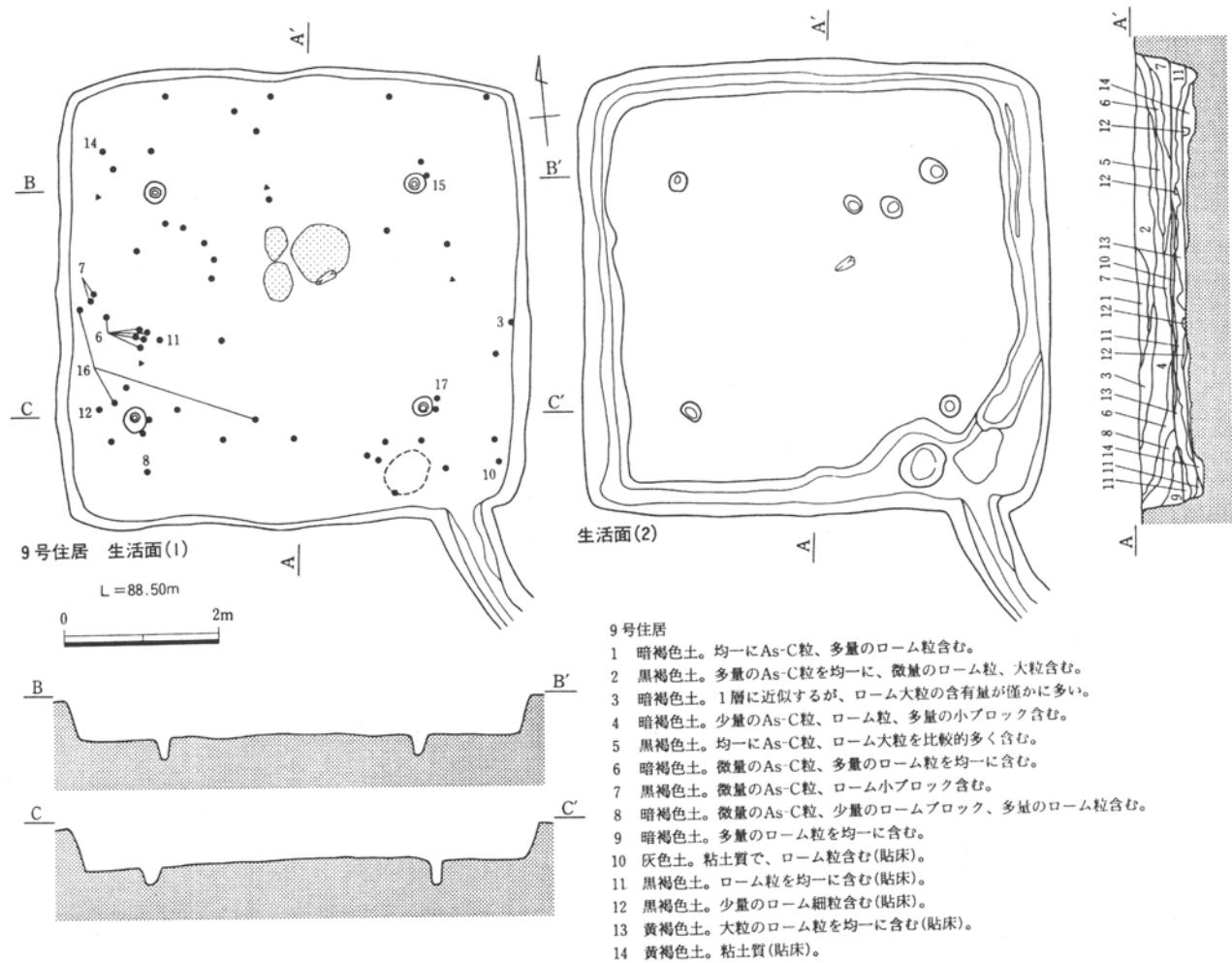


図5 三和工業団地I遺跡における「排水溝をもつ建物」(9号住居) (財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999bによる)

ても約30cmの幅の陸橋であったものと想定したい。そうした前提に立てば、この陸橋は上部が通行可能であったことが考えられる。つまり、本周溝の遺構確認時にその幅が70cmあり、当時の地表面ではそれ以上の幅があるはずであり、この溝を渡る際には陸橋が有効な施設になっていたものと思われる。

そして、上記のように橢円弧状の周溝もその延長部の溝も開放状態であったと考えられ、降水時には雨水が溝の中に流入したことが想定される。周溝が標高の高い地点とその両側に巡り、標高の低い辺には存在しないことを考えると、本溝は標高の高い竪穴部の北側からの雨水が竪穴部の周囲に及ぶことを避けるために掘削されたものと考えられよう。

また、竪穴部から周溝部までの距離が約3mあることは、屋根の軒先が溝の上部まで達していたとするには距離が有りすぎ、竪穴部と周溝の間、つまり竪穴部に架けられた屋根と周溝の間には人の歩行が可能な空間が存在したと想定すべきであり、周溝に設けられたと想定した陸橋と合理的な関係が存在したことを示していると考え

られる。

こうした理解によれば、冒頭に述べた周溝と竪穴部の一体的な構造としての「周溝をもつ建物」のモデルとは別に、「周溝をもつ建物」のモデルを設定しなければならなくなる。つまり、竪穴住居の周囲に、竪穴部とは構造的に一体とはならずに竪穴部の周囲への雨水の浸入を防ぐ目的で溝を巡らした「周溝をもつ建物」である。

以下において、上記の一連の溝の内、橢円形状の部分を周溝と呼び、それより南東ないし東方に延びた溝と竪穴部から外部に一部トンネル状に掘られた溝を排水溝と呼ぶ。しかし、機能的には周溝も排水溝の一部である。

本住居及び周溝そして排水溝からはS字状口縁台付甕形土器を含む古式土器が出土している。

本遺構は、竪穴住居を巡る周溝の西側で古墳時代前期の小型の竪穴住居である13号住居と、東側で8号掘立柱建物と重複し、13号住居が本住居を巡る溝を切っているが、8号掘立柱建物との新旧関係は不明であった。

(2) 9号住居 (図5・6、写真1)

本住居は前述の12号住居の南東方向約12mの場所に検

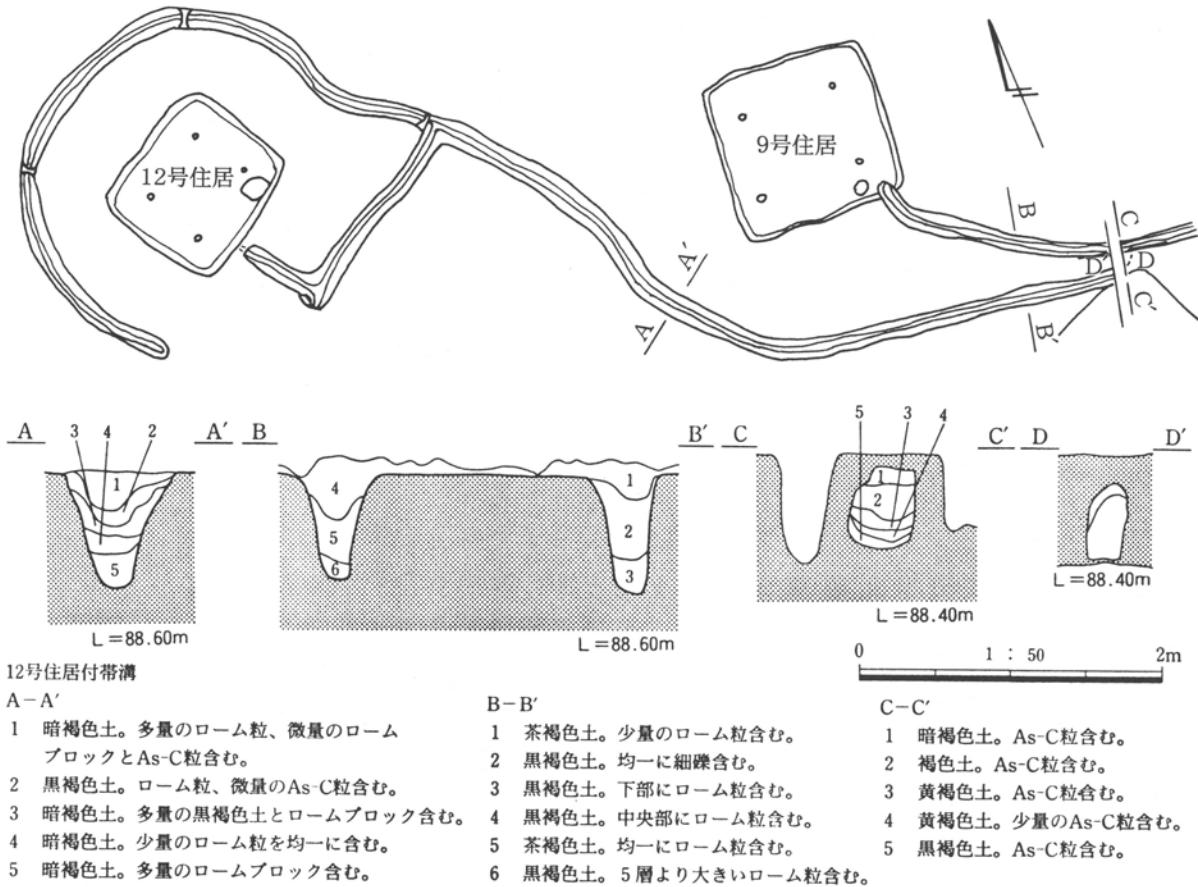


図6 三和工業団地 I 遺跡における「周溝をもつ建物」(12号住居) と「排水溝をもつ建物」の周溝と排水溝

(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 bによる)

出され、東西の長軸長6.2m、南北の短軸長5.9mの平面形がほぼ正方形の竪穴住居で、面積35.13m²の大型に属し前述の12号住居より一回り大きい。

掘形としては、全体的にローム層が約60cm掘り込まれ、各壁際に沿って幅約1mの範囲が中央部よりやや深く掘り込まれている。この掘形の面に平坦に貼床を施し生活面を構築しているが、貼床は部分的なものも含めて2回の貼り直しが認められるとし、合計で3面の生活面が検出されている。竪穴部のほぼ対角線上でその隅部から約1.5m離れた場所に直径10cmの柱痕が確認され、貼床が柱痕の際まで及んでいることから、立柱後に貼床が施されたとする。炉としては、竪穴部中央からやや北側に寄った場所で3個所に平面形が円ないし橢円形の焼土が確認され、最も大きなものは直径が80cmの平面形が円形で南縁に川原石を据えている。当初の床面には幅25cm、深さ10cmでほぼ全周する壁溝が存在したが、最終生活面では存在しなかつた、とされる。この最終生活面では壁溝が構築されない点は、排水溝の意味を考える上で示唆的であり、後述することとしたい。また、掘形の確認時に、竪穴部の南東隅部で平面形が円形で、直径50cm、深さ70cmのピットを検出し、貯蔵穴と判断され、この貯蔵穴の

位置も注目される。

本住居の南東隅部で掘形底面と同一レベルから掘られた上幅70cm、下幅20cm、深さ60cmの溝は、東側の低地部に向けてほぼ直線的に約60m延びる。また、前述のとおり本住居の東側で12号住居から掘られた溝が連続するが、12号住居から掘られた溝は上端部を約50cmを残し、底面で幅20cm、高さ50cmのトンネル状で検出された(写真1-⑦)。本溝は、住居との接続部と60m東の端部との比高差は10cmで、約0.2%の下り勾配である。本溝の埋土も自然堆積の状況を示しており、12号住居の周溝や排水溝と同様に、掘削時以降は開放状態であったものと想定され、溝の両端部で下り勾配の状況を示すことから、住居内からの排水用の溝であったと考えられる。こうした排水溝のみで周溝をもたない竪穴住居を「排水溝をもつ建物」と呼ぶ。

9号住居の排水溝に12号住居の排水溝が連結している状況からすると、9号住居と12号住居は同時に建築されたか、9号住居の建築後に12号住居が建築され、一定期間併存したものと考えられよう。

本住居からはS字状口縁台付甕形土器を含む古式土器が出土している。



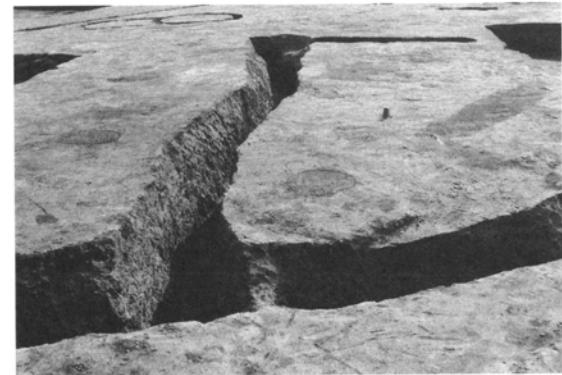
①周溝全景



②周溝内の陸橋



③排水溝の陸橋



④周溝からの排水溝に豎穴部からの排水溝の連結



⑤豎穴部の底面からトンネル状に延びる排水溝



⑥豎穴部の底面からトンネル状に延びる排水溝



⑦9号住の排水溝とトンネル状に連結する12号住の排水溝

写真1 三和工業団地I遺跡における「周溝をもつ建物」(12号住居)と「排水溝をもつ建物」の周溝と排水溝 (財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団提供)

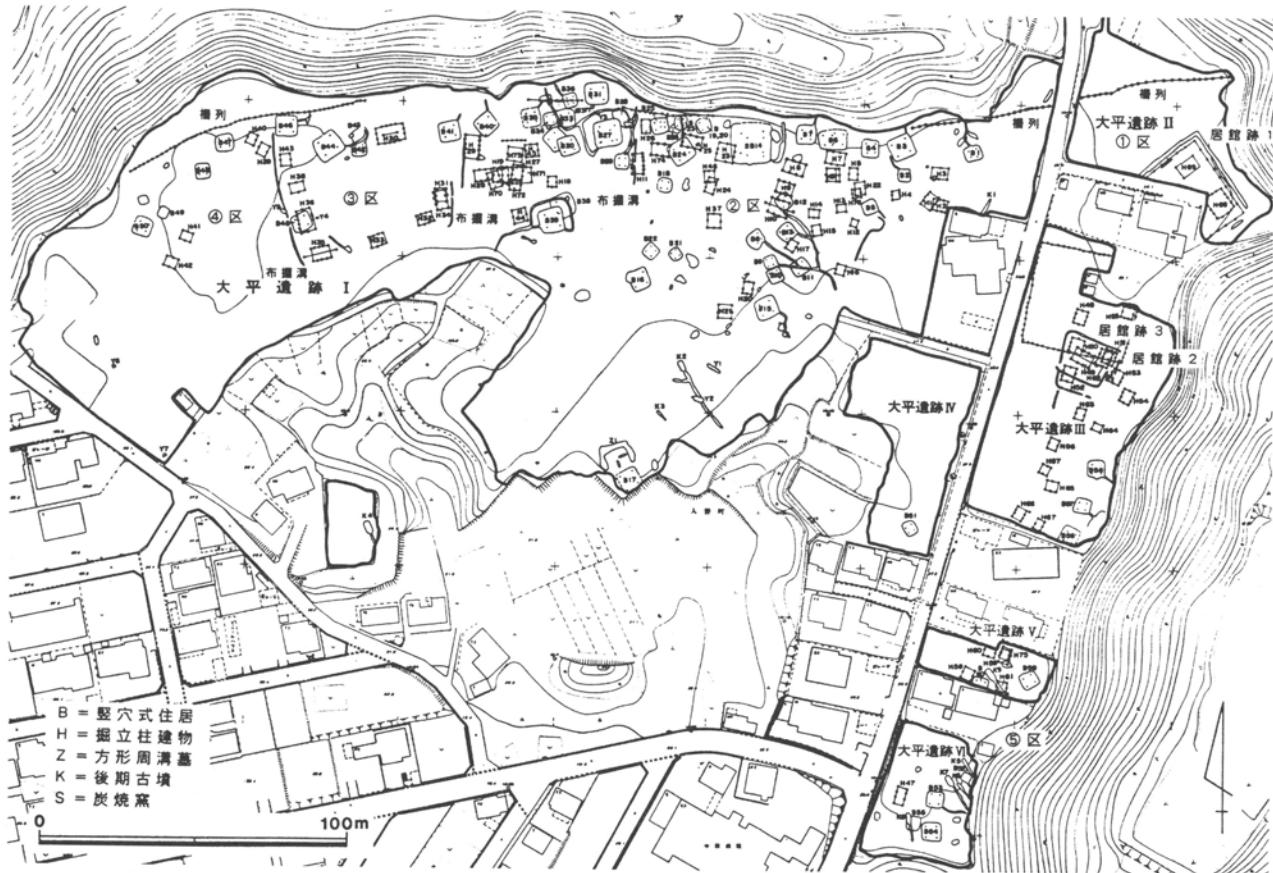


図7 大平遺跡遺構分布図（鈴木 1993による）

古墳時代前期の小型の竪穴住居である10号住居と南東部で重複するが、10号住居の覆土が薄かったため新旧関係は確認できなかった。

3. 大平遺跡における「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」

大平遺跡は、浜名湖の東部に位置し、更新世に古天竜川により運ばれた土砂が海中に堆積した地が陸化して形成された三方原台地上の南端部に立地し、東西約400m、南北約250mのほぼ全域に古墳時代前期の集落が展開していた（図7）。本遺跡で検出された「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」について見てみよう（財団法人浜松市文化協会 1992b）。

（1）SB27A・B（図7・8・9）

台地の北縁部に立地する本「周溝をもつ建物」の竪穴部は2基が重複しており、南北8.6m、東西9.0mの平面形が隅丸方形のもの（SB27A）と、南北6.6m、東西6.7mの平面形がやはり隅丸方形のもの（SB27B）があり、前者の南西隅部を基点にして南北・東西の両辺を縮小して構築されている。

当初の竪穴部（SB27A）の柱穴は4本で、貼床が施されている。地床炉は北西隅部の柱穴の内側に存在する焼土の部分が想定されるが、西側中央の焼土も本竪穴部

に伴うかもしれないとする。縮小後の竪穴住居（SB27B）も柱穴は4本で、貼床が認められる。地床炉は北西部の焼土検出部と想定される。特徴的なことは、本竪穴部の南西隅部に河原石を使った石敷が検出されていることである。石敷部からは部特別な遺物は出土してはおらず、その性格は不明としている。

2基の竪穴部の周囲には南辺を除く東・北・西の3辺を囲むように竪穴部から約3mの距離を保って溝（SD17・18）が巡る。竪穴部の北東部には平面形が不定形の遺構が重複し、東辺（SD18）と北辺（SD17）とは連続した状態では検出されていないが、本来は連続して周溝であったものと考えられる。これらの溝は幅0.4~0.8m、深さ0.36~0.38mで、埋土は自然堆積の状況を示し（図9）、掘削後は開放状態であったと理解され、当初の竪穴部（SB27A）から約3mの外側に平面形が隅丸方形の走向を示して巡り、その南西端部は竪穴部の壁の内側直下を全周する壁溝の南西隅部からトンネル状に延びた排水溝と連結している。また、この周溝の北西隅部から溝が西に延びた先で北側の谷に向かう。この周溝と排水溝は、本遺跡が台地上に立地しながらも地山に不透水層が存在し、水はけが極めて悪い環境²⁾に対応した施設と考えられる。

そして、「排水溝をこの南西から出すのは地形に逆らう



図8 大平遺跡における「周溝をもつ建物」(SB27A・B、SB39) (財団法人浜松市文化協会 1992による)

ものである」とする。このことの意味は、この竪穴部付近の最高所はその南部にあり、壁溝との関係で言えば排水溝は竪穴部の北東もしくは北西の隅部から北部の谷に向かって溝を掘削するのが合理的であるということであろう。さらに、排水溝が西側に向かうのは、本建物の北側に存在した竪穴住居を避けるためであるとしている。遺構検出時の状況と遺構構築時の状況を同一視することには問題があるが、この排水溝の位置は竪穴部の壁溝からの排水のみを考慮して決定されているのではないことを示唆しているものと受け止めたい。

また、本遺構において、竪穴部が縮小されながら周溝がそのまま機能していたとすれば、竪穴部と周溝は建物としての構造上において直接的な関係ではなく、竪穴部そして竪穴部に架けられた屋根と切り離されてもその機能は維持されたことを示していると考えられよう。

ところで、竪穴部からの排水溝は、縮小後の竪穴住居(SB27B)の南西隅部の石敷きの南西端部の先に取り付けられている。石敷部の断面図(図9)によれば、石敷下部の掘り方も石敷きの面も排水溝の出口に向かって傾斜しており、石敷部での排水に合理的な状況を示して

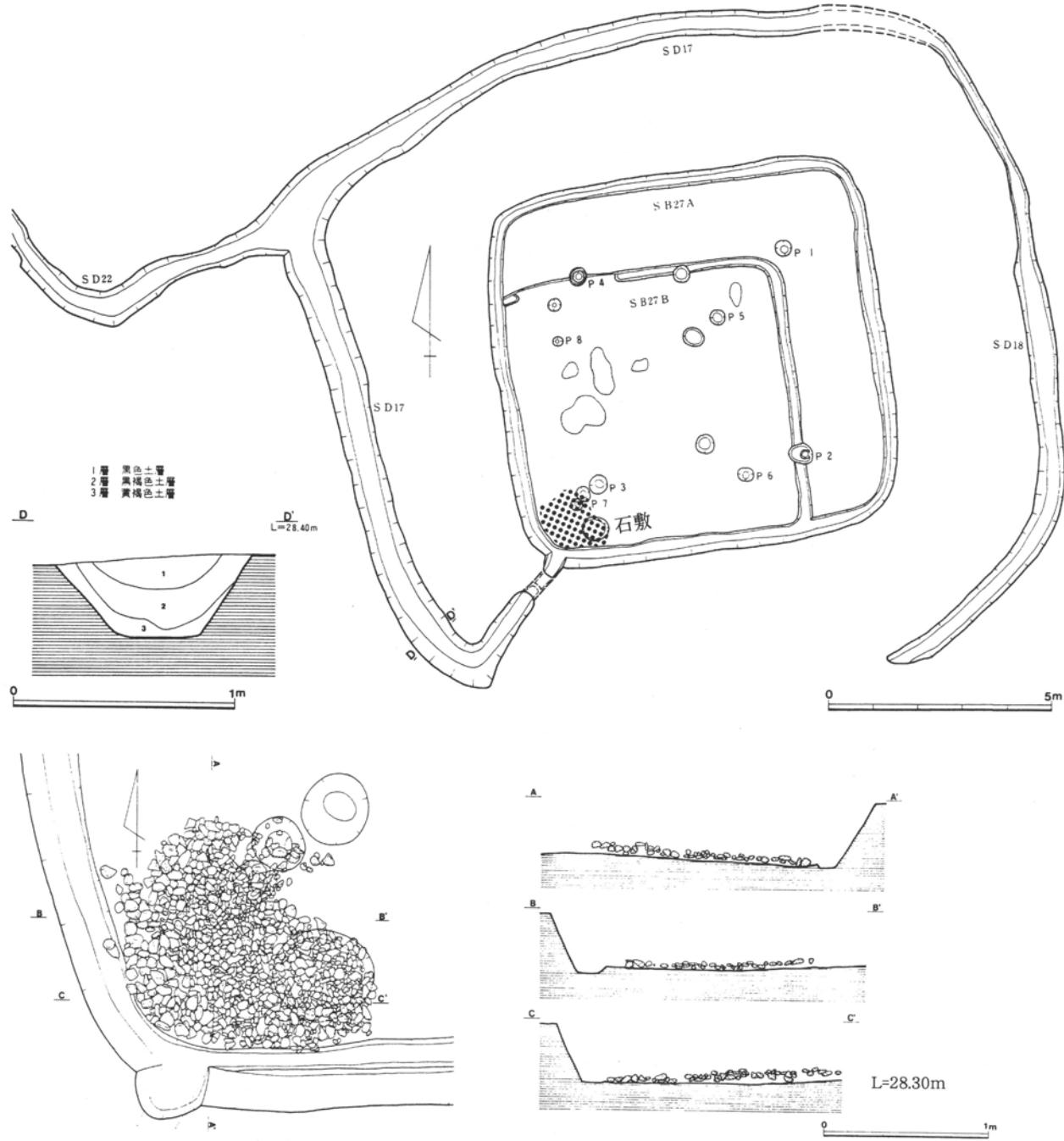


図9 大平遺跡における「周溝をもつ建物」(SB27A・B) (財団法人浜松市文化協会 1992による)

いる。石敷部での水を使った行為が存在したことを強く示唆するものと考えたい。

本竪穴住居及び周溝からS字状口縁台付甕形土器を含む古式土師器が出土している。

(2) SB39 (図10)

前記SB27A・Bの南西方向約30mの、台地を浸食する浅い谷の谷頭の付近に位置する。竪穴部の平面形は隅丸方形で、南北8.0m、東西8.0mの大型住居である。柱は4本で、壁溝は南北隅部の両側を除いて検出された、とする。貼床の有無は確認できず、地床炉は中央部から

やや東にずれて検出された焼土の位置と考えられる。「貼床がはっきりしないこと、焼土が1つだけであることから、長期に生活していた住居跡ではなかった」とされる。

北、東、西側に竪穴部から2~2.8mの間隔を保って幅0.4m、深さ0.17mの周溝が、平面形で隅丸方形の走向を示して存在する。竪穴部の南東隅部からの溝が周溝に接続し、この南東隅部から50cmの溝内には地山の黄色土が充满していたことから、この部分はトンネル状であったと考えられている。また、西辺の中央やや南に付設された竪穴部から周溝に繋がる排水溝(SD27)は幅0.3m、

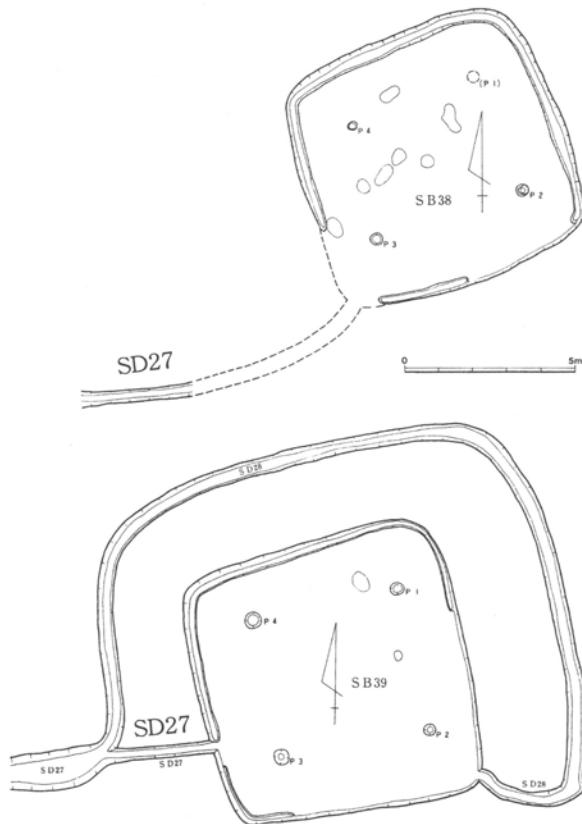


図10 大平遺跡における「周溝をもつ建物」(SB39)とそれに重複する「排水溝をもつ建物」(SB38)
(財団法人浜松市文化協会 1992による)

深さ0.38mで、西に直線的に延び、周溝と接続した後、さらに西に延びやや南方へ弧を描きながら深い谷に向かう。

本住居は「排水溝をもつ建物」であるSB38と北東部で重複し、SB38が先行し、同住居の埋土が人為的であることから、SB39の建設に伴いSB38は埋められたとする。そして、SB39の排水溝(SD27)はSB38の北西隅部からの排水溝(SD27)を利用している、とされる。

(3) 「排水溝をもつ建物」(図11・12、表1)

本遺跡における古墳時代の竪穴住居は、拡張(3例)・縮小(2例)・建替(4例)の場合は1軒として算定すると59軒であり、古墳時代前期に属るのは56軒である。その内、「排水溝をもつ建物」は前記の「周溝をもつ建物」の2軒を除いて34軒であり、全体の竪穴住居の約61%で竪穴部からの排水溝が確認される(表1)。

これらの排水溝のほとんどは平面形が隅丸方形の竪穴住居の隅の部分から外部にトンネル状に延び(図11)、場合により他の排水溝と連結しながら谷部へ導かれている。しかし、排水溝の中には平面形が隅丸方形の竪穴住居の隅の部分からではなく、辺の中央部付近から外部に延びる例もある(図12)。

また、あまり明瞭ではないが、排水溝の竪穴住居への取り付け部の近くには貯蔵穴とされる土坑が存在する例があり、実測図によれば排水溝の取り付け部における住居床面に円形もしくは不整形の掘形をもつくぼみが存在する例がある(図11)。後者におけるくぼみが人為的な構造物の反映であるとすれば、前述のSB27Bで見た石敷との関連が想定されるのである。

4. 三和工業団地I遺跡と大平遺跡の「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」の比較検討

さて、これまで見てきた三和工業団地I遺跡と大平遺跡で検出された「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」の特徴から理解されることをまとめてみたい。

まず、特徴の第1に挙げなければならないのは、これまでの「周溝をもつ建物」では必ずしも明確ではなかった周溝に囲まれた内部の竪穴部が、両遺跡の「周溝をもつ建物」においては明確に存在することである。つまり、両遺跡の「周溝をもつ建物」は平地式建物ではないということである。

第2は、両遺跡の「周溝をもつ建物」において、竪穴部の平面形が隅丸方形の竪穴住居の三辺をほぼ一定の間隔を保って比較的深い溝が、平面形が橢円形状もしくは隅丸方形に巡り、その溝は勾配は緩いものの谷部まで導かれていることである。この溝は埋土の堆積状況から掘削後においては埋戻されることなく、開放状態であったと理解される。そして三和工業団地I遺跡の例と大平遺跡の1例(SB39)によれば、周溝は竪穴部の周囲への雨水の浸入を防ぐ目的として標高の高い部位に周溝を巡らし、低い辺に溝はめぐらさないのを基本としていると考えられ、雨水の管理を目的として構築されているものと想定されるのである。しかし、大平遺跡の例(SB27A・B)では竪穴住居の四辺の内、標高の低い辺にも周溝を巡らしているように見えるが、それはさらに標高の低い場所に隣接して竪穴住居が存在していたという個別の事情の反映によるものであると考えられるのである。

第3は、両遺跡の「周溝をもつ建物」において、竪穴部と周溝との間隔や大平遺跡における竪穴部の縮小例(SB27A・B)からして、竪穴部と周溝は建物の構造として直接的な関係はないと考えられることである。また、三和工業団地I遺跡の周溝の例ではその途中にトンネル状の陸橋が存在し、竪穴部と周溝の間には人が歩行できる空間が存在したことが考えられる。大平遺跡では周溝部にトンネル状の陸橋が存在したことを積極的に示す状況は認められていないが、竪穴部と周溝の間隔からして、三和工業団地I遺跡と同様に竪穴部と周溝間における歩行可能な空間の存在が想定されよう。さらに、竪穴部の周溝は平面形が隅丸方形の3辺にのみ巡り、1辺

表1 大平遺跡で検出された堅穴住居一覧

(○:存在 △:部分的に存在 ×:認められない)

No.	名 称	主軸方位	規模南北×東西m	炉 位 置	貯藏穴位置	壁溝	排水溝位置	時期
1	SB01A	N20°W	4.5×4.7	1 やや北東	北東隅	○	なし	前期
2	SB01B		4.6×5.2	2 中央	南西隅	○	1 北辺中央	中期
3	SB02A	N 3°W	3.6×4.0	2 北東・西	なし	○	なし	前期
	SB02B		4.2×4.0	2 東・南東	なし	○	1 北西隅	前期
4	SB03	N25°W	7.5×8.0	不明	北東隅?	○	1 北東隅	前期
5	SB04	N 1°W	5.7×5.5	3 北東	南東	○	不明	前期
6	SB05	N23°W	4.5×4.7	1 北東	南東	×	1 南東隅	前期
7	SB06A	N 3°E	(6.5)×(5.3)	1 南東	南西	不明	不明	前期
8	SB06B	N 7°W	6.1×(5.9)	1 中央(やや東)	南西・南東	○	不明	前期
9	SB07	N 3°E	6.2×6.0	不明	なし	○	1 北東隅	前期
10	SB08	N40°W	5.0×5.4	1 東	なし	○	1 南東隅	前期
11	SB09	N21°W	4.2×4.6	2 北東	なし	×	1 南東隅	前期
12	SB10	N24°W	5.0×5.1	2 東(やや北東)	なし	×	不明	前期
13	SB11	N33°W	5.3×5.6	不明	なし	△	1 南東隅	前期
14	SB12	N36°W	5.1×5.2	2 西	なし	○	1 南東隅	前期
15	SB13	N44°W	5.4×5.9	2 中央・東	なし	○	1 南東隅	前期
16	SB14A	N 1°E	13.2×12.4	11 北東・北西・南	なし	○	1 南東隅	前期
	SB14B		10.4×10.8		なし	○	1 南東隅	前期
17	SB15	N20°W	7.0×7.6	4 中央・西・東	南東	○	1 南東隅	前期
18	SB16	N21°W	6.8×6.5	不明	2 北西・南西	不明	なし	前期
19	SB17	N27°W	(6.9)×(6.6)	不明	なし	○	不明	前期
20	SB18	N 8°E	4.4×4.6	2 西	なし	○	なし	前期
21	SB19	N 5°W	(4.5)×(3.7)	なし	なし	×	不明	中期
22	SB20	N25°W	4.6×4.6	2 北東	南東	○	不明	前期
23	SB21	N34°W	4.1×3.9	1 西	なし	△	なし	前期
24	SB22	N48°W	4.8×4.7	不明	南西	×	なし	前期
25	SB23	N 4°E	(4.5)×4.6	1 西	南西	○	不明	前期
26	SB24A	N31°W	7.1×7.7	4 中央・東・南・北西	なし	○	1 北東隅	前期
	SB24B		7.7×8.3					前期
27	SB25A	N13°W	5.3×(5.0)	1 西	不明	○	1? 北東隅	前期
28	SB25B	N11°W	4.2×3.9	なし	なし	△	1 北東隅	中期
29	SB27A	N 7°W	8.6×9.0	1 北東	不明	○	1 南東隅	前期
	SB27B		6.6×6.7	4 西・北西	なし	○	1 南東隅	前期
30	SB29	N 0°W	5.1×4.9	4 東・北東	なし	○	1 北東隅	前期
31	SB30	N23°W	6.1×6.4	不明	2 北・南東	○	なし	前期
32	SB31	N 3°W	7.2×7.4	不明	南東	○	不明	前期
33	SB32	N42°W	6.8×6.7	4 中央・東・北西・北西隅	北西	△	1 北東隅	前期
34	SB33	N 9°W	5.9×6.1	不明	南東・北壁中央	○	1 北西隅	前期
35	SB34	N 6°W	4.3×4.4	2 東	なし	×	1 北東隅	前期
36	SB35	N 9°W	6.2×(6.1)	不明	南東	○	1 北東隅	前期
37	SB36	N13°W	4.6×4.5	1 やや東	なし	○	1 北西隅	前期
38	SB38	N20°W	7.7×7.8	5 中央・西・東	なし	○	1 南西隅	前期
39	SB39	N13°W	8.0×8.0	1 東	なし	○	1 南西隅・西中央	前期
40	SB40	N40°W	6.6×(6.8)	不明	南東?	○	1 北隅	前期
41	SB41	N10°W	6.8×6.9	1 東	北東?	○	1 北東隅	前期
42	SB42	N 8°W	(4.6)×5.0	2 南・北東	北西?	×	1?	前期
43	SB44	N35°W	(7.9)×8.9	1 東	南東	○	1 東隅	前期
44	SB45A	N22°W	5.7×4.9	2 北西・南東	南東	○	1?	前期
	SB45B		5.7×6.3			○	1?	前期
45	SB46	N10°W	(6.9)×6.8	2 南東	南東	△	1 北東隅	前期
46	SB47	N 7°W	5.6×6.0	不明	南東	○	なし	前期
47	SB48	N 6°W	5.0×5.0	1 北東	南東	○	なし	前期
48	SB49	N25°E	3.4×3.9	1 東	南東	×	なし	前期
49	SB50	N22°E	5.9×5.9	3 北東・南西・南	南東	○	不明	前期
50	SB51	N31°W	4.7×4.1	不明	南東	○	なし	前期
51	SB52	N32°E	2.8×3.2	1 北東	なし	○	1 南東隅	前期
52	SB53	N 7°E	5.2×5.4	3 東・西	南東	○	1 南東隅	前期
53	SB54	N 4°W	5.9×6.0	不明	なし	×	1	前期
54	SB55	N 7°E	3.6×4.6	1 北東	なし	○	なし	前期
55	SB56	N27°E	(6.0)×5.6	不明	なし	○	不明	前期
56	SB57	N15°E	4.9×5.3	不明	南東	○	1 南東隅	前期
57	SB58	N 2°E	5.8×5.6	不明	なし	○	1 南東隅	前期
58	SB59	N31°W	4.9×5.4	2 北西	南東	△	不明	前期
59	SB60	N15°E	5.1×(5.1)	1 東	不明	○	不明	前期

※ 拡張: SB02・24・45 縮小: SB14・27 建替: SB03・07・54・58

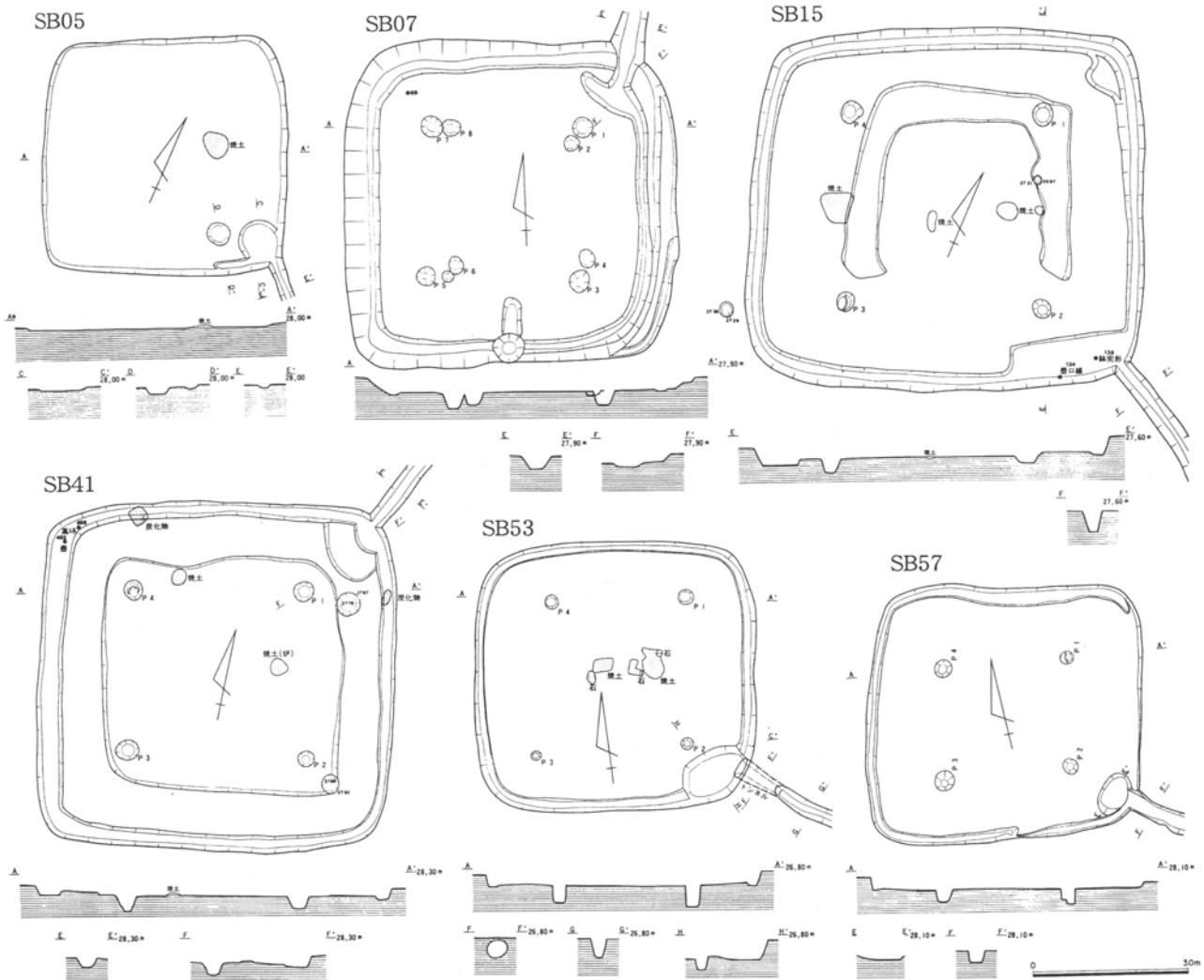


図11 大平遺跡における「周溝をもつ建物」の排水溝付設部前面の施設（財団法人浜松市文化協会 1992による）

それも南辺には巡らないことは、屋根の構造や竪穴部への入口部との関係があることを予測させるのである。

第4は、両遺跡において、「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」がセットで存在することである。「周溝をもつ建物」は大平遺跡では2軒、三和工業団地I遺跡では1軒と、両遺跡で少数であり大きな相違点はなさそうである。しかし、「排水溝をもつ建物」は、三和工業団地I遺跡では1軒なのに対し、大平遺跡では多数検出されている。

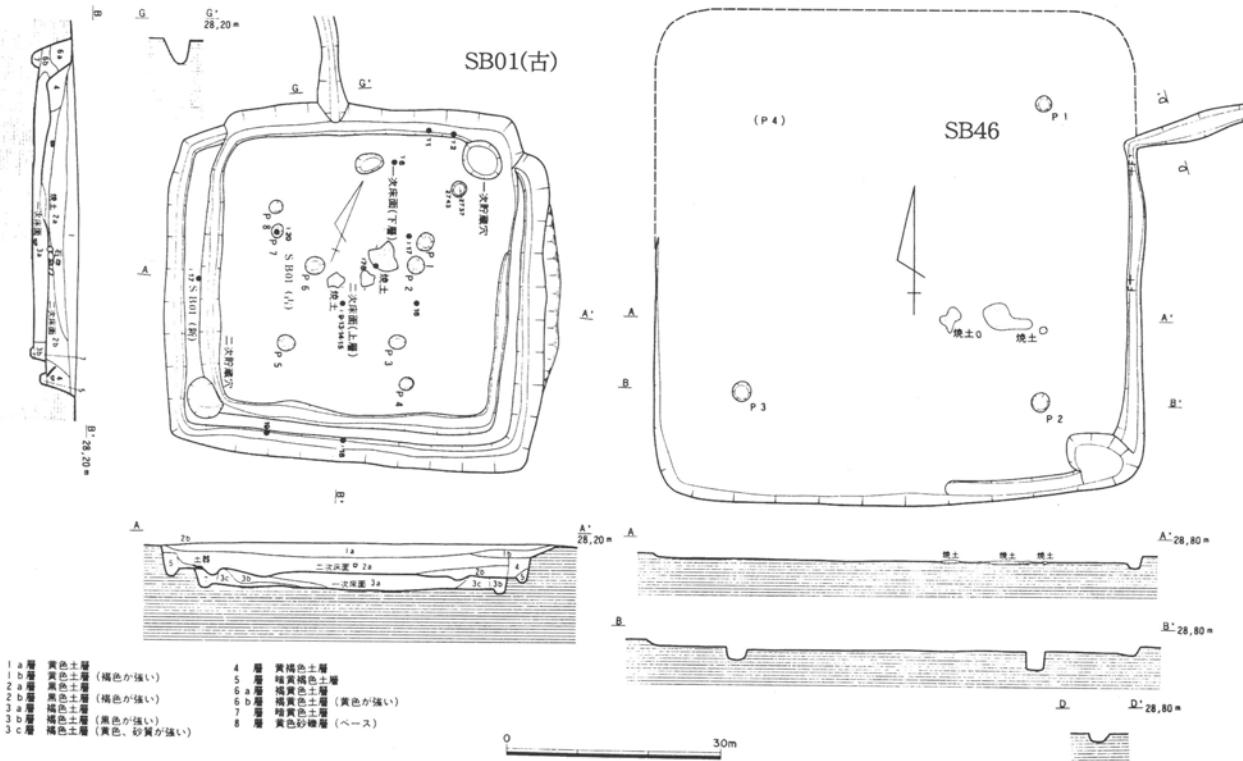
第5は、竪穴部からの排水溝は、両遺跡において、平面形が隅丸方形の隅部の内側から外側に向かって延ばされるのを基本とする。三和工業団地I遺跡における「周溝をもつ建物」では竪穴部から延びる排水溝の設置される位置が隅部ではない。しかし、大平遺跡でも「周溝をもつ建物」であるSB39において先行する「周溝をもつ建物」の排水溝を再利用する方法で竪穴部の辺の中央部付近に排水溝を付設しており、「排水溝をもつ建物」の例でもわずかではあるが隅部でない個所に排水溝が設置さ

れており、類例がない訳ではない。

第6は、両遺跡の「周溝をもつ建物」・「排水溝をもつ建物」の竪穴部において、排水溝の設置される辺の近くに貯蔵穴が設置されている例があることである。そして、そして大平遺跡の「周溝をもつ建物」の竪穴部で排水溝の内側に検出された石敷が水を使った行為一つまり炊事時の水洗等のための施設であることが推測され、「排水溝をもつ建物」の排水溝が接続する竪穴部の内部に円形もしくは不整形のくぼみがそうした施設と関連する可能性が想定されることである。

第7は、両遺跡の「周溝をもつ建物」・「排水溝をもつ建物」の竪穴部や溝内からは東海地方西部に起源があるとされるS字状口縁台付甕形土器を含む古墳時代前期の古式土師器が出土していることである。

このように、三和工業団地I遺跡と大平遺跡で検出された「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」はいずれも古墳時代前期に属し、その構造の多くの点においてよく似ている、と言える。そして、その建物の構造が似



ているということは、建物を構築する伝統・技術の類似性とともに、その建物の内部や集落における行動様式や行動規範が類似していたいたことに他ならないことを示している、と考えられるのである。

大平遺跡の存在する台地の谷を挟んだ西の台地に立地する中平遺跡（浜松市博物館 1983）では、「周溝をもつ建物」は検出されていないものの、古墳時代前期の「排

水溝をもつ建物」が数多く検出されており、古墳時代前期には少なくとも浜名湖東岸の地域には「周溝をもつ建物」そしておそらく「周溝をもつ建物」が一般的な構造の建物として存在していたものと考えられる。

また、大平遺跡の東方約25kmに位置する静岡県磐田郡浅羽町の北原遺跡（浅羽町教育委員会 1987）・団子塚遺跡（浅羽町教育委員会 1992）では、弥生時代後期から「排

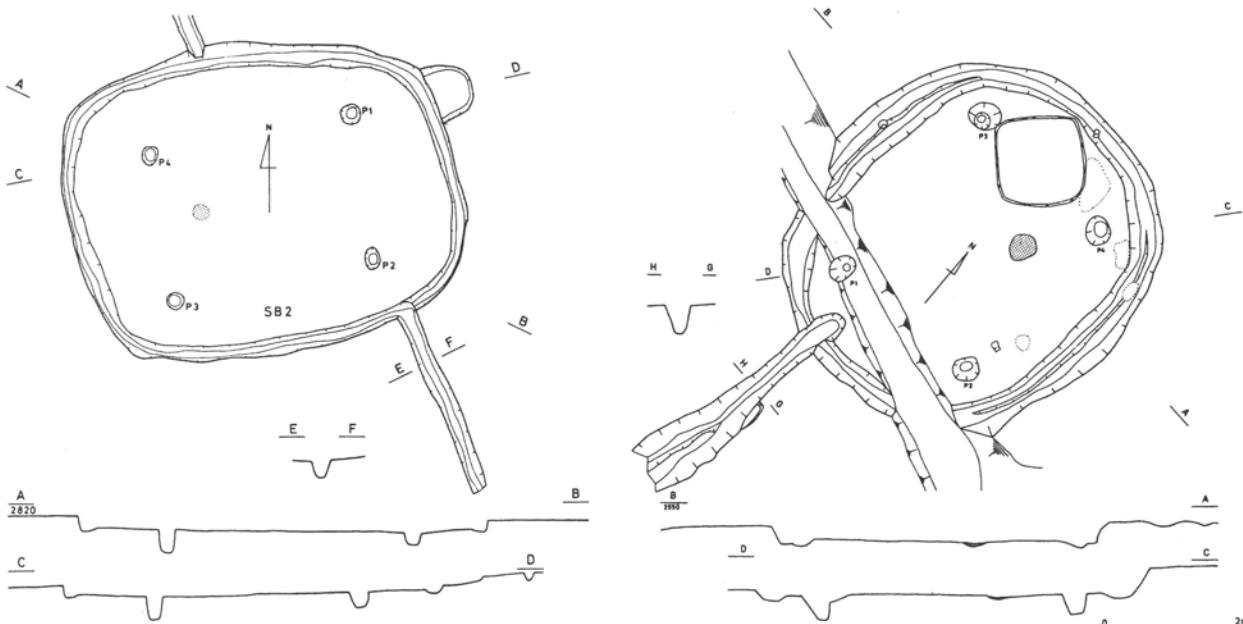


図13 弥生時代後期における「排水溝をもつ建物」(左:団子塚遺跡、右:北原遺跡 浅羽町教育委員会 1987・1992による)

水溝をもつ建物」が検出されており(図13)、東海地方東部において、遅くとも弥生時代後期から「排水溝をもつ建物」の築造が行われていたものと推定される。

そして、三和工業団地I遺跡で検出された「排水溝をもつ建物」は当初排水溝に連結される竪穴部の壁溝を付設しながら、最終的な貼床時には壁溝を付設していない。その事情は以下のように考えられる。

これまで群馬県域を含め関東地方で「周溝をもつ建物」の検出された遺跡は水位の高い沖積地に立地していた。そのため、「周溝をもつ建物」は沖積地に対応した構造の建物であると考えてきたが、本稿で問題にした「周溝をもつ建物」の検出された大平遺跡は台地の上である。しかし、台地の上と言ひながら地山に不透水層が存在し、水はけの悪い環境であり、排水用の溝が不可欠であったものと想定される。そうした立地環境で見れば三和工業団地I遺跡は扇状地の上に立地しており、決して水はけが悪いとは言えない。それでありながら大平遺跡と三和工業団地I遺跡で類似した遺構が検出されているのである。これは、大平遺跡の存在する東海地方東部を中心として水はけの悪い環境で「周溝をもつ建物」を構築し、本地域に移住した人が出自地域の伝統に従って類似の構造の建物を構築した結果と考えられよう。しかし、両者の立地条件の違いにより竪穴部への雨水の浸透対策は不要であるとの判断から、後に「排水溝をもつ建物」の竪穴部の壁溝は付設されなくなった、と想定されるのである。

ところで、三和工業団地I遺跡における「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」の居住者がすべて東海地方東部からの移住者とは即断できない。建物を構築した人の中に東海地方東部を出自とする人がいたとは言えても、同一の建物で居住した集団そして同一集落で居住した集団がすべて出自を同じくするか否かは、「周溝をもつ建物」以外の竪穴住居やその他の遺構そして出土遺物等の検討を待たねばならないのである。古墳時代前期の集団の編成の実態は当時の社会の在りようを考える上で重要な検討課題と言えよう。

さらに、三和工業団地I遺跡における「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」については、古墳時代前期の竪穴住居等と重複関係が存在しており、集落全体の変遷の中での「周溝をもつ建物」と「排水溝をもつ建物」の位置づけが検討されなければならないであろう。

5.まとめ

これまでの「周溝をもつ建物」の理解(図1)では、その周溝は隅丸方形の竪穴部における4辺中、1辺の中央部のみが途切れていたが、本稿でみたように三和工業団地I遺跡と大平遺跡で検出された「周溝をもつ建物」の周溝は、隅丸方形の竪穴部の4辺中、1辺のほぼ全体

に巡らない。このことと、三和工業団地I遺跡における「周溝をもつ建物」の周溝部に存在する陸橋が人の歩行用であるとすれば、竪穴部の規模と竪穴部と周溝の距離に差異があるものの、ほぼ同一の構造である大平遺跡における「周溝をもつ建物」も竪穴部と周溝の間には人が通行可能な空間があった可能性がある。そうであるとすれば、両遺跡で見た「周溝をもつ建物」の構造は、本稿の冒頭に見たこれまでの「周溝をもつ建物」のモデルとは異なることとなる。

三和工業団地I遺跡で検出された「周溝をもつ建物」については、すでに筆者が問題にしてきた「周溝をもつ建物」(図1)とは異なり、前者を「三和工業団地I遺跡型」、後者を「上之手八王子遺跡型」と呼称することが提案されている(坂口 1999)。さらに、群馬県域で検出されている「周溝をもつ建物」を集成し、溝の形状により細分化し、その系統が論じられもしている(石守 2003)。しかし、「周溝をもつ建物」のもつ歴史的な意味を把握するためには、その基本的な構造の理解が不可欠と考えているところである。特に、本県の前橋台地上で検出されている「周溝をもつ建物」については、遺存状況も不良であり、報告内容を実態として見ると危険性が伴い、資料批判をした上でその構造を把握することが必要である。

また、「周溝をもつ建物」の周溝にてもあるいは排水溝にても、本当に水が流れた痕跡が存在するのかとの間に十分な所見が得られているとは言えない。また、貯蔵穴の実際の機能についても追求不足である。さらに、屋根や入口の構造も明確ではない。今後の発掘調査においてこうした点に関する意識的な解明の努力が必要と言えよう。

ところで、本県域における古墳時代前期における社会の在りようについては、弥生時代以来の在地の集団の主体性を重んじる立場がある(友廣 2003)が、筆者は渋川市有馬遺跡において弥生時代後期の墓—礫床墓が古墳時代前期の北陸系の土器を出土する竪穴住居や畑により壊されることに着目し、古墳時代の社会への移行を担った主体は本地域以外から入ってきた集団にあった、と想定しているところである(飯島 1997)。

今後とも、「周溝をもつ建物」を含め、弥生時代から古墳時代にかけての社会の変化の実態解明に努めることを期し、ひとまず筆を置きたい。

本稿を執筆するにあたっては、三和工業団地I遺跡を調査された坂口一氏・桜岡正信氏、大平遺跡を調査された鈴木敏則氏に調査時の所見をうかがうとともに、有益なご教示を得ました。しかし、もし遺跡・遺構の理解に誤りがあれば、その責はすべて筆者が負うものであります。

また、方形周溝墓研究会の伊丹 徹・伊藤敏行・及川 良彦・長瀬 出・杉崎茂樹・福田 聖・池田 治・立花 実・松井一明・小泉範明・岡本美希の各氏には、例会の席上等で多大な啓発を受け、本稿を執筆する上で重要な示唆を与えていただきました。

明記して、心から感謝申し上げます。

註

- 1) 三和工業団地 I 遺跡を調査した坂口 一氏にご教示を得た。
- 2) 大平遺跡を調査した鈴木敏則氏にご教示を得た。

引用・参考文献（年代順）

- 浜松市博物館 1983 『西鴨江 中平遺跡』浜松市教育委員会
浅羽町教育委員会 1987 『北原遺跡』
財団法人浜松市文化協会 1991 『佐鳴湖西岸遺跡群 写真図版編 I・II』佐鳴湖西岸土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告
財団法人浜松市文化協会 1992 『佐鳴湖西岸遺跡群 本文編 I・II』佐鳴湖西岸土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告
浅羽町教育委員会 1992 『団子塚遺跡（I）』ワーコーグルフクラブ諸井 ショートコース造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
向坂鋼二 1993 浜名湖をめぐる古墳時代の動向『浜松市博物館館報』V p.19
鈴木敏則 1993 大平遺跡—古墳時代の豪族居館か—『浜松市博物館館報』V pp.20~27
石野博信 1993 弥生・古墳時代の家地の成立と展開—大平遺跡の背景 素描—『浜松市博物館館報』V pp.28~36
佐野五十三 1994 集落の変化『静岡県史 通史編1 原始・古代』第1編 静岡のあけぼの 第五章 古代国家へのあゆみ 第一節 集落の変化 pp.275~294
飯島義雄 1997 墓が壊されることの意味—波川市有馬遺跡における検討を中心として—『群馬県立歴史博物館紀要』第18号 pp.1~16
飯島義雄 1998 古墳時代前期における「周溝をもつ建物」の意義『群馬県立歴史博物館紀要』第19号 pp.65~78
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 a 『三和工業団地 I 遺跡(1)—旧石器時代編—』三和工業団地造成事業に伴う三和工業団地 I 遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書第1集 勅群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第246集
津島秀章 1999 遺跡をとりまく環境『三和工業団地 I 遺跡(1)—旧石器時代編—』第1章 pp.1~10
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 b 『三和工業団地 I 遺跡(2)—縄文・古墳・奈良・平安時代他編—』三和工業団地造成事業に伴う三和工業団地 I 遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書第2集 勅群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第251集
坂口 一 1999 周溝の巡る住居について『三和工業団地 I 遺跡(2)—縄文・古墳・奈良・平安時代他編—』VI 調査の成果2 pp.262~265
飯島義雄 2000 古墳時代前期集落の研究における排水溝の意義『一所懸命 佐藤広史君追悼論文集』pp.225~235
飯島義雄 2003 大間々扇状地の扇端低地に立地する唐桶田遺跡における「方形周溝墓」の再検討『利根川』第24・25号 pp.384~393
友廣哲也 2003 古墳社会の成立—北関東の弥生・古墳時代の地域間交流—『日本考古学』第16号 pp.71~91
石守 晃 2003 周溝をもつ建物『中内村前遺跡(2)—5~7区—』北関東自動車道（高崎～伊勢崎）地域埋蔵文化財発掘調査報告書 第21集 第3章 5~7区小結(2) pp.316~326 勅群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第322集